

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金についての手引き

(目次)

1. 制度の概要
2. 手続きの流れと交付申請に必要な書類について
3. 箕面市既存民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱等
4. 申請用紙

平成20年5月30日制定

平成20年5月9日改正

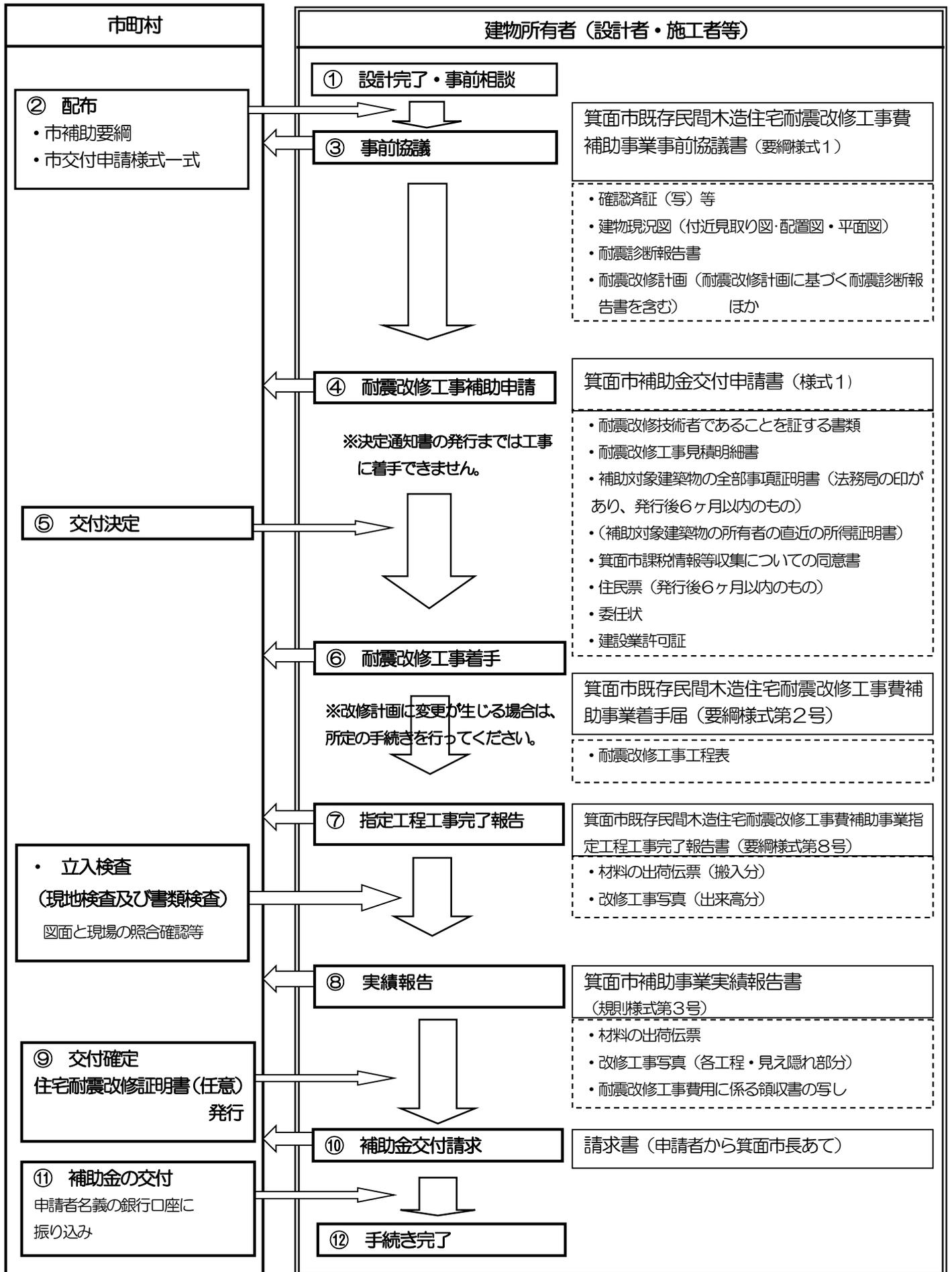
みどりまちづくり部

審査指導室

1. 制度の概要

耐震改修工事補助制度（箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱）											
適用期限	実績報告の手続きを申請年度の2月末日までに提出すること										
補助対象建築物	次のいずれにも該当する木造住宅とする ① 原則として昭和56年5月31日以前に法第六条第一項に規定する確認を受けて建築されたもの ② 所定の耐震診断を行った結果、その数値が1.0未満であるもの ③ 現に居住又は居住しようとするもの 注：補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていること。										
補助対象者	次のいずれにも該当するもの ① 補助対象建築物を所有する者（法人を除く） ② 直近の課税所得金額が507万円未満の者（年収のめやす910万円未満）										
補助金交付の対象となる費用	耐震改修工事に要する経費（内装等の撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）										
交付される補助金の額	次の①又は②のうち、いずれか少ない額 ① 耐震改修工事に要する経費（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ② 住宅の戸数に40万円を乗じて得た額（低所得者の場合は、住宅の戸数に60万円を乗じて得た額）										
対象となる耐震改修工事	① 評点を1.0以上に高める耐震改修工事 ② 評点が0.7未満のものを0.7以上に高める耐震改修工事 ③ 評点が0.7未満のもの1階部分の評点を1.0以上に高める耐震改修工事 ④ 公的機関の認定を受けたシェルターを設置する工事										
ほか	※語句の定義 ・耐震診断：「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」等 ・上部構造評点：耐震診断による総合評価で、極めて稀にしか発生しない大地震（震度6強から7程度）での倒壊の可能性について判定されたもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>上部構造評点</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5以上</td> <td>倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>1.0以上から1.5未満</td> <td>一応倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>0.7以上から1.0未満</td> <td>倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>倒壊する可能性が高い</td> </tr> </tbody> </table> ・耐震改修計画：耐震改修技術者が作成した耐震改修のための計画 ・耐震改修技術者：建築士であり、かつ各都道府県知事指定講習会の受講修了者 ・耐震改修工事施工者：耐震改修工事を行う工事請負人で、建設業法による許可を受けているもの	上部構造評点	判定	1.5以上	倒壊しない	1.0以上から1.5未満	一応倒壊しない	0.7以上から1.0未満	倒壊する可能性がある	0.7未満	倒壊する可能性が高い
上部構造評点	判定										
1.5以上	倒壊しない										
1.0以上から1.5未満	一応倒壊しない										
0.7以上から1.0未満	倒壊する可能性がある										
0.7未満	倒壊する可能性が高い										

2. 手続きの流れと交付申請に必要な書類について



3. 箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱等

(1) 箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

平成20年5月30日箕面市訓令第43号(制定)
平成23年3月30日箕面市訓令第16号(改正)
平成25年4月1日箕面市訓令第38号(改正)
平成26年5月22日箕面市訓令第33号(改正)
平成28年4月1日箕面市訓令第5号(改正)
平成30年5月9日箕面市訓令第26号(改正)

(趣旨)

第一条 箕面市耐震改修促進計画に基づき、市内に存する木造住宅(国、公共団体及び公共の団体が所有し、及び管理する建築物を除く。)の耐震改修工事に要する費用の助成を目的とする箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、箕面市補助金交付規則(昭和46年箕面市規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 木造住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの(これらの住宅が店舗その他の居住の用以外の用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。
- 二 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定する診断であつて、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法、精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。)その他市長が適当と認める方法により判定するものをいう。
- 三 耐震改修技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
 - イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士であり、公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修に関する講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講を修了した者。
 - ロ その他市長がイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めたる者
- 四 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点(以下「評点」という。ただし、第2号に規定する市長が適当と認める方法にあつては、当該方法を用いて得た上部構造評点と同等の数値。以下同じ。)をいう。
- 五 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した次に掲げるいずれかの計画をいう。
 - イ 各階の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向の耐震診断結果が1.0未満の木造住宅について、耐震改修工事後の評点の数値を建築物の各階の張り間方向及び桁行方向の全ての方向において1.0以上に高めるための改修計画
 - ロ 各階の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向の耐震診断結果が0.7未満の木造住宅について、耐震改修工事後の評点の数値を建築物の各階の張り間方向及び桁行方向の全ての方向において0.7以上に高めるための改修計画
 - ハ 各階の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向の耐震診断結果が0.7未満の二階建ての木造住宅について、耐震改修工事後の評点の数値を建築物の一階の張り間方向及び桁行方向の全ての方向において1.0以上に高めるための改修計画
 - ニ 各階の張り間方向又は桁行方向のいずれかの耐震診断結果が1.0未満の木造住宅に公的機関の実験等によりその性能が確認されている耐震シェルターを設置し、居住空間の耐震性を確保する改修計画
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、市長が木造住宅の耐震性を確保するものとして認めた改修計画
- 六 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき耐震改修工事施工者が施工する工事(耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。)をいう。
- 七 耐震改修工事施工者 耐震改修工事を請け負った者で、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条

の規定による許可を受けているものをいう。

(補助対象建築物)

第三条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

- 一 原則として昭和56年5月31日以前に法第六条第一項に規定する確認を受けて建築されたものであること。
- 二 各階の張り間方向及び桁行方向のいずれかの方向の耐震診断結果が1.0未満であること。
- 三 現に居住の用に供し、又はこれから居住しようとしていること。

(補助対象者)

第四条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物を所有する者で、直近の課税所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第134条の3第2項に規定する課税総所得額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額をいう。）が507万円未満の者とする。

2 補助対象者が補助対象建築物の占有者若しくは居住者又はその敷地の所有者（以下これらを「占有者等」という。）でない場合は、当該補助対象者は、当該補助対象建築物の耐震改修工事を行うことについてあらかじめ占有者等と協議しておかなければならない。

(補助対象経費)

第五条 補助事業に係る経費は、耐震改修工事に要する費用（撤去費、再仕上げ等の費用を含む。）とする。

(補助金の額等)

第六条 補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
 - イ 前条に規定する費用の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - ロ 40万円に住宅の戸数を乗じて得た額（補助対象者が個人である場合であって、当該補助対象者の属する世帯の月額所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入の額をいう。）が214,000円以下の場合、60万円に住宅の戸数を乗じて得た額）
 - 二 補助対象者が個人である場合は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2の規定により補助対象者が補助対象建築物の耐震改修工事を行った場合に当該補助対象者の所得税の額から控除される額。
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項各号の合計額から同項第2号に規定する額を差し引いた額を補助金の額として交付するものとする。

(事前協議)

第七条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ耐震改修計画を策定し、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業事前協議書（様式第1号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出し、市長と協議しなければならない。

(交付申請の手続)

第八条 前条の規定による協議が整った者のうち補助事業を実施しようとするものは、補助事業を実施する前に、規則第4条第1項に規定する箕面市補助金交付申請書に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の着手)

第九条 規則第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震改修工事に着手するものとする。

2 補助事業者は、耐震改修工事に着手したときは、直ちに箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業着手届（様式第2号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更及び廃止)

第十条 補助事業者は、第8条に規定する補助事業の内容を変更しようとするときは、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業内容変更承認申請書（様式第3号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の変更内容が軽微で交付決定額に変更が生じない場合であって箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業計画変更届（様式第4号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出したときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合は、内容を審査し、承認するときは箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業内容変更承認通知書（様式第5号）により通知し、承認しないときはその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認するときは、必要に応じて補助金の額及び補助金の交付決定に係る内容を変更することができる。
- 4 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業廃止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により届け出た者に通知するものとする。
（指定工程工事の完了報告）

第十一条 補助事業者は、補助事業における主な耐震補強箇所（内部及び接合部を含む。以下「指定工程」という。）が目視して確認できる時期に、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業指定工程工事完了報告書（様式第8号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告の手続）

第十二条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、規則第12条に規定する箕面市補助事業実績報告書に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、耐震改修工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（委任）

第十三条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

(2) 箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱施行要領

平成23年4月1日(制定)

平成25年4月1日(改正)

(趣旨)

第一条 この要領は、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱(平成20年箕面市訓令第43号。以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(事前協議時の必要書類)

第二条 要綱第7条に規定する市長が別に定める必要書類は次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証又は同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- 二 前号に規定する書類がない場合は、建築確認申請書の写しその他の建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの
- 三 建物現況図(付近見取り図・配置図・平面図)
- 四 建築物の耐震改修工事前の耐震診断報告書
- 五 建築物の耐震改修計画が分かる図書
- 六 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書
- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付申請時の必要書類)

第三条 要綱第8条に規定する市長が別に定める必要書類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震改修技術者であることを証する書類
- 二 耐震改修工事見積明細書(耐震改修工事とその他の部分を分けたもの。耐震改修技術者又は施工業者の記名及び捺印のあるものに限る。)
- 三 全部記事事項証明書(法務局の印があり、発行後6ヶ月以内のもの)
- 四 住民票(補助対象者及び世帯全員、発行後6ヶ月以内のもの)
- 五 補助対象者の直近の所得証明書
- 六 箕面市課税情報等収集についての同意書
- 七 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震改修実施に係る決議書
- 八 所有者と占有者(居住者)が異なる場合は、耐震改修に係る同意書(区分所有建物を除く。)
- 九 所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震改修に係る同意書(区分所有建物を除く。)
- 十 委任者がいる場合は委任状
- 十一 建設業許可証の写し
- 十二 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(着手時の必要書類)

第四条 要綱第9条に規定する市長が別に定める必要書類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震改修工事工程表
- 二 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(工事の変更時の必要書類)

第五条 要綱第10条第1項に規定する市長が別に定める必要書類は、第2条及び第3条に規定する必要書類のうち、変更された書類とする。

(指定工程工事の完了報告時の必要書類)

第六条 要綱第11条に規定する市長が別に定める必要書類は次に掲げるものとする。

- 一 耐震補強に必要な材料の出荷伝票(着手前から実地検査まで)
- 二 改修工事写真(着手前から実地検査まで)
- 三 前二号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(完了実績報告時の必要書類)

第七条 要綱第12条第1項に規定する市長が別に定める必要書類は次に掲げるものとする。

- 一 耐震補強に必要な材料の出荷伝票
- 二 改修工事写真（各工程の状況を写したもの及び見隠れ部分）
- 三 耐震改修工事費用に係る領収書の写し
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

箕面市補助金交付申請書

(宛先) 箕面市長

申請者 住 所

氏 名

⑨

電 話

(団体の場合はその名称及び代表者の氏名)

平成 年度箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金の交付を受けたいので、箕面市補助金交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業	
2 補助事業の目的	住宅の耐震改修を促進するため	
3 補助事業の内容	耐震改修工事費の補助 (建築物の所在地：箕面市)	
4 交付申請額		円
5 補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費	円
	(2) 補助対象事業費	円
	(3) 補助率	—
6 補助事業の完了予定期日	年 月 日	
7 補助事業の遂行に関する計画	添付書類(木造住宅の耐震改修工事に係る計画が分かる図書)参照	
8 補助事業の効果	住宅の耐震性能を高めることができる。	
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 箕面市既存民間木造住宅耐震改修事前協議書 <input type="checkbox"/> 耐震改修技術者であることを証する書類(講習会受講修了証、建築士免許証) <input type="checkbox"/> 耐震改修工事見積明細書 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 所有者の所得証明書 <input type="checkbox"/> 箕面市課税情報等収集についての同意書 <input type="checkbox"/> 住民票(補助対象者及び世帯全員) <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()	

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

印

電 話

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業着手届

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の建築物の箕面市
既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業に着手しますので箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事
費補助金交付要綱第9条第2項の規定により必要書類を添えて届け出ます。この届出書及び添付書類
に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 建築物の所在地 箕面市
- 3 耐震改修工事施工者 団体名及び代表者名
住所
(電話)
- 4 添付資料 耐震改修工事工程表
 その他 ()

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

㊟

電 話

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業内容変更承認申請書

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり、補助事業の内容を変更したいので、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 補助事業の名称	箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業		
2 補助事業の内容	住宅の耐震改修工事費の補助		
3 建築物の所在地	箕面市		
4 変更の内容			
5 変更の理由			
6 交付申請額	変更前	円	
	変更後	円	
	増減額	円	
7 補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費	変更前	円
		変更後	円
		増減額	円
	(2) 補助対象事業費	変更前	円
		変更後	円
		増減額	円
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の耐震改修工事見積明細書 <input type="checkbox"/> 変更内容を示す図面等 <input type="checkbox"/> その他 ()		

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業計画変更届

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

㊞

電 話

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の建築物について、計画の内容を変更しますので、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第10条第1項ただし書の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 工事の名称 耐震改修工事

2 建築物の所在地 箕面市

3 変更内容 _____

4 変更理由 _____

5 添付書類 _____

年 月 日

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業廃止届

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の補助事業を廃止しますので、箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第10条第4項の規定により届け出ます。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 補助事業の名称 箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業

- 2 工事の名称 耐震改修工事

- 3 建築物の所在地 箕面市

- 4 廃止理由

- 5 既交付決定の内容 通知年月日 年 月 日
通知番号 箕面市指令 第 号
交付決定額 円

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業指定工程工事完了報告書

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の補助事業について、指定工程の工事が完了しましたので箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 補助事業の名称 箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業
- 2 工事の名称 耐震改修工事
- 3 建築物の所在地 箕面市
- 4 添付書類 耐震補強に必要な材料の出荷伝票 (着手前から実地検査まで)
 改修工事写真 (着手前から実地検査まで)
 その他 ()

箕面市補助事業実績報告書

(あて先) 箕面市長

補助事業者 住 所

(申請者) 氏 名 ㊟

電 話

(団体の場合はその名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け箕面市指令 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金について、補助事業が完了しましたので、箕面市補助金交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称	箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助事業	
2 補助事業の目的	住宅の耐震改修を促進するため	
3 補助事業の内容	耐震改修工事費の補助 (建築物の所在地：箕面市)	
4 交付決定額		円
5 補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費	円
	(2) 補助対象事業費	円
	(3) 補助率	—
6 補助事業の完了年月日	年 月 日	
7 補助事業の実施結果	添付書類 (木造住宅の耐震改修工事に係る結果が分かる図書) 参照	
8 補助事業の効果	住宅の耐震性能を高めることができた。	
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震補強に必要な材料の出荷伝票 <input type="checkbox"/> 改修工事写真 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事費用に係る領収書 (写) <input type="checkbox"/> その他 ()	

請 求 書

請求金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									0	0	0

箕 面 市 長 殿

上記の金額を請求し、下記口座に振込を依頼します。

年 月 日

住 所

(社印) (個人印)

氏 名

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 農協・労働金庫・()
	支 店 ・ 出 張 所
預金種別	普通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄 ・ その他()
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

*訂正が生じた場合は、請求印で訂正してください。ただし、請求金額の訂正はできません。

*振込口座名義は請求者名と同一のものに限ります。

ただし、.....年度箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金.....

内訳明細

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
耐震改修工事費		式	1		

固定資産税情報収集についての同意書

(宛先) 箕面市長

私は、今般、私が行う耐震（診断・改修設計・改修工事）費補助金の交付申請における対象建築物の審査に必要な範囲内において、箕面市が私の固定資産税の課税状況を確認することに同意します。

令和 年（ 年） 月 日

(対象建築物の所在地番)

(対象建築物の家屋番号)

(住所)

(氏名)

印

箕面市課税情報収集についての同意書

(あて先) 箕面市長

私は、今般、私が行う耐震（診断・設計・改修工事）費補助金交付申請における私の世帯の所得額の審査に必要な範囲内において、箕面市が私の世帯の市民税の課税状況を確認することに同意します。

令和 年（ 年） 月 日

(住所)

(氏名)

印

誓約書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

申請者 住所

氏名

⑩

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金における

消費税相当額の取り扱いについて

箕面市既存民間木造住宅耐震改修工事費補助金の交付を受ける建築物の改修工事費用の消費税額について、消費税及び地方消費税の確定申告により、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除しないことを誓約します。

委任状

(代理人)

住所

.....

氏名

.....

印

電話

.....

私は上記のものを代理人とし、下記の権限を委任する。

記

箕面市既存民間建築物耐震（診断、設計、改修工事）費補助金交付申請の手続き並びに
その訂正を行う件

年 月 日

(委任者)

住所

.....

氏名

.....

印